

# 町田市介護職員等永年勤続表彰取扱基準

## 第1 目的

この基準は、永く市内の介護事業所等において従事し、高齢者福祉に貢献した者の表彰について必要な取扱事項を定める。

## 第2 表彰基準

表彰の種類及び基準は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 基準日現在、市内介護事業所等に直接雇用されている者
- (2) 市内介護事業所等に勤務した期間が通算して10年又は20年となる者
- (3) 市内介護事業所等の長が推薦する者

## 第3 基準日

第2の基準日は、毎年4月1日とする。

## 第4 贈呈の対象としない者

第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、賞状の贈呈の対象としない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、賞状を贈呈することが適当でないとして代表理事が認める者

## 第5 被表彰者の推薦

介護事業所等は、第2に規定する表彰の要件を満たす者がいるときは、町

田市介護職員等永年勤続表彰推薦書（1号様式）を提出するものとする。

## 第6 被表彰者の決定及び通知

代表理事は前条の規定による推薦があったときは、その内容を精査し、表彰を決定する。

## 第7 表 彰

代表理事は、前条の規定により表彰することを決定したときは、表彰状を授与するものとする。表彰状は代表理事および町田市長の連名とする。

## 第8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

### 附 則

この取扱基準は、2023年10月1日から適用する。

第2条第2項に定める20年となる者については、2023年度のみ、20年以上となる者を対象とする。